

## 種子島滞在プラン旅行商品造成・販売促進事業業務委託公募仕様書

(1) 委託業務名 種子島滞在プラン旅行商品造成・販売促進事業

(2) 業務目的

種子島の自然や食など魅力ある特徴を活かした滞在プランを組み入れた旅行商品の企画・造成を行い、観光誘客に向けた「もう1泊したい」と旅行者に思わせるような島内周遊を促す滞在型観光の促進を図ることを目的とする。

高速船乗船券（鹿児島発種子島間）、往復航空券（鹿児島発種子島間）に、体験と宿泊をセットにした企画乗船券・航空券（出発地によっては新幹線の利用も組み込んだ旅行商品）の造成・販売をするとともに、新たに飲食店クーポンの補助も取り組むことで、種子島の自然や食などの魅力を体感することでリピーターを増やしていける仕組み作りを構築し、滞在型観光による誘客促進を図る。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで

※旅行商品の催行は令和6年2月19日（月）まで

(4) 業務内容

① 企画・開発・宣伝費

種子島において、旅行者に「もう1泊したい」と思わせるような島内周遊を促す効果的な滞在プラン（企画乗船券・航空券）の企画・造成を行い、企画・造成にあたっては、種子島観光協会及び島内事業者の協力を得て取り組み、受託者において体験事業者等と契約するものとする。本事業は種子島全域の事業のため、受託者は必ず島内1市2町それぞれの地区の事業者と契約をすることとする。

なお、種子島内の宿泊施設に必ず宿泊を2泊以上伴うものとし、4泊以上の滞在を伴うものについては、最大3泊までの補助をすることとする。

また、出発地においては新幹線等の利用及び鹿児島発着便の利用者の誘客をより効果的に組み込んだ、「個人旅行に特化した旅行商品」の提案が望ましい。

体験メニューについては、ウェルネス関連の体験等を取り入れた旅行商品も提案してください。

商品の販売にあたっては、WEBやチラシなどを用いて効果的に幅広く宣伝・募集を行うものとする。

② 販売促進費

商品販売促進のための支援額として、企画乗船券では一人当たり7,100円を上限、企画航空券では一人当たり14,000円を上限に、体験料の割引クーポンとして活用す

る。

さらに、宿泊費と飲食費についても支援を行う。

宿泊費については、2泊以上の旅行者に利用1泊当たり最大4,000円（宿泊費がこの額を下回る場合は、当該宿泊費を限度として、旅行者一人当たり最大3泊12,000円までとする。）を支援するので、上記の割引クーポンを合わせて活用すること。

飲食費については、登録された飲食店で使用可能な食事クーポン券（電子クーポン可）を2泊以上の旅行者に利用1泊当たり1,000円（旅行者一人当たり最大3泊3,000円までとする。）を支援するので、上記の割引クーポンを合わせて活用すること。

ただし、支援額は予算の範囲内とする。

また、国・県・市町村の他の旅行助成事業を併用する場合は事前に相談すること。

#### （5） 成果報告

本業務終了後、速やかに次の成果物を提出すること。なお、成果物に瑕疵が確認された場合は、担当者の指示に従い必要な処理を受託者負担において行うこと。

- ① 業務実施報告書5部（本業務で調査・作成したデータ分析結果等を取りまとめたもの、各業務の実績、効果検証及び分析等に関する報告を含む。）
- ② 報告書電子データを入れた電子記録媒体（CD又はDVD）5枚
- ③ 販売促進費に係る支援額については、その実施内容が確認できる書面（予約日、旅行催行日、予約者氏名、予約者の居住都道府県、予約人数、宿泊施設名、宿泊数、体験事業者名、体験カテゴリー、体験人数等記載、宿泊施設の値段、体験施設の値段、一人当たりの平均滞在日数等）
- ④ 種子島商品販売のページアクセス、広告WEBページのアクセス数等も報告すること。

#### （6） 著作権等の取扱い

##### ① 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、種子島観光協会に帰属する。

##### ② 第三者への使用許諾

種子島の観光振興へ資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。

##### ③ 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

イ 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

ウ 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するよう調製すること。

エ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

オ 著作権の取扱いについて、ここに記載の無い事項については、種子島観光協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

(7) その他

- ① 受託者は、業務の履行にあたって、内容を十分理解し、種子島観光協会担当者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- ② 本業務に関する協議等のため受注者が要する費用は、全て受託者の負担とする。
- ③ 受託者は、本業務の処理を他に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、書面により種子島観光協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ④ 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全に業務執行を図ること。
- ⑤ 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密は、承諾を得ることなく第三者に漏らし又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ⑥ 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は速やかに報告すること。
- ⑦ 受託者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- ⑧ 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要に応じて事業終了後も、実地検査等に際しては協力すること。
- ⑨ 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、種子島観光協会と協議のうえ決定する。
- ⑩ この委託契約に係る業務遂行にあたり生じた損害は、原則として受託者が負担するものとし、責任をもって対処すること。
- ⑪ 受託者は本事業の契約期間中は週間報告（予約日、旅行催行日、予約者氏名、予約者の居住都道府県、予約人数、宿泊施設名、体験事業者名、体験カテゴリー、体験人数等記載、宿泊施設の値段、体験施設の値段、一人当たりの平均滞在日数等）を種子島観光協会に報告するものとする。キャンセル数も同様に情報を把握し、週間報告と最終報告書にて報告すること。
- ⑫ 事業を行うにあたって効果的な提案があれば、該当する項目等で提案すること。この仕様書の内容、仕様書に記載のない事項等について、事業を実施するうえで必要がある場合は、双方協議して見直し又は定めるものとする。